

がん検診事業認定登録制度実施要領

(目的)

第1 市町村が実施するがん検診について、精度管理の面から精密検査実施方法及びがん検診に従事する者の資質向上を図るとともに、一次検診機関及び精密検査機関との連携促進による、要精密検査者に係る検診結果の把握体制の確立等を目的として認定登録制度を設けるものとする。

(認定登録の種類)

第2 次のものについて、登録を実施する。

- (1) 胃がん・大腸がん精密検査機関
- (2) 乳がん検診従事医師
- (3) 乳がん精密検査機関
- (4) 肺がん一次検診機関
- (5) 肺がん一次検診に伴う喀痰検査実施機関
- (6) 肺がん検診読影医師
- (7) 肺がん精密検査機関
- (8) 肺がん一次検診総合判定医師（比較読影医師、喀痰細胞判定医師）
- (9) 子宮がん精密検査機関
- (10) 前立腺がん精密検査機関
- (11) 肝臓病認定医
- (12) 肝臓病認定医支援機関
- (13) 指定高次専門施設(部会長が指定)

(認定申請の手続き)

第3 認定の申請にあつては、申請者は認定審査手数料を添えて各がん部会へ別に定めるそれぞれの申請様式に基づき申請するものとする。

2. 熊本県がん検診従事者（機関）認定協議会各がん部会は審査のうえ、認定するものとする。

ただし、更新の申請にあっては、各がん部会の開催前でも各がん部長の審査承認を経た場合は認定することができ、各がん部会へは事後報告できることとする。

(認定登録条件等)

第4 認定登録条件等は、各がん部会において別に定めるものとする。

(認定後の処理)

第5 認定の期間は、3年とする。

ただし、新規申請に係る認定の期間は、次の更新年度の終了までとする。

(認定者の等の遵守事項)

第6 認定を受けた者（機関は）、部会が別に定める認定登録条件等の示された遵守事項を守るものとする。この遵守事項を守らないときは認定を取り消すことができる。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、認定登録制度に関し必要な事項は、各がん部会で協議のうえ、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成18年4月1日より認定登録の種類を一部変更する。